

米国核セキュリティ・サミット

国連を支援するための行動計画

国連総会と国連安全保障理事会は、グローバルな核セキュリティの強化のために重要な役割を果たしている。国連安保理決議第1540号と核テロリズム防止条約は、国家が核テロリズムに対抗する上で国際的な法基盤の重要な部分となっている。我々は、核セキュリティに関する国連の任務の実施を支援するため、この行動計画を、国内の法律、政策、手続き、能力、利用可能な資源に一致する範囲で実行する。

A 国による履行

- 国連安保理決議第1540号の核セキュリティに関する義務の2021年までの完全な履行。
- 1540委員会に対し、同決議の国内実施に関する報告書を自主的に提出。
- 国連安保理決議第1540号の履行を促進し、1540委員会とその専門家グループを支援すべく、2016年の包括的レビューの機会を活用。
- 核テロリズム防止条約締約国は、可能な限り早期に同条約の義務を完全に履行。
- 核テロリズム防止条約締約国は、2017年に締約国会合の開催を目指す。
- 国連総会及び国連安保理の関連する全ての決議に定められた、核セキュリティ関連のコミットメントと義務を完全に履行。
- 核・放射線のセキュリティに関するすべての関連国連決議・文書の履行状況のレビューを支持。

B 支援

- 国連安保理決議第1540号や核テロリズム防止条約、その他関連する国連決議と文書の履行を求め、物資による支援も含めた適切な支援を供与。
 - 被援助国と援助国を結びつけるシステムをさらに改善し、最大限活用。
 - 関連する法整備支援を実施。
 - 必要な設備の提供や技術移転を行う。
- 効果的な実践や支援の手段、技術に関する情報を1540委員会と共有。
- 国連軍縮信託基金への更なる拠出を約束。
- 核テロリズム防止条約の批准と履行を促進するための国連薬物・犯罪事務所（UNODC）

の活動を支援。

C 調整と協力

- 国連安保理決議第1540号に関する担当者間の連絡網へ積極的に参加。
- 核テロリズム防止条約締約国は、履行支援に関する情報とグッド・プラクティスを共有。
- 国連システムの全ての関係する機関の間で核セキュリティに関するより高度な調整を行うことを支援。IAEAが主催する定期的な情報共有会合への積極的な参加を含む、国際原子力機関（IAEA）、国際刑事警察機構（ICPO）、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）、大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（GP）等との協力を支持。

D アウトリーチ

- 国連安保理決議第1540号の義務に関し、未報告の国へのアウトリーチを展開。
- 核テロリズム防止条約の締約国は、非締約国に対し同条約の締結を奨励。
- 核テロリズム防止条約の締約国は、同条約を締結した国に対し、同条約の義務が可能な限り速やかに完全に履行されるよう、支援を提供。
- 1540委員会や国連総会において核セキュリティ・サミットの成果を強調。
- 国、議員、市民社会、産業界、学術界及び科学技術専門家に対するアウトリーチ活動を主導し支援。